

議事日程（開会日） 令和7年12月3日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告について
- 日程第 4 議案第53号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 5 議案第54号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第55号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第56号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第57号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第58号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第59号 木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第60号 木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第61号 木曾岬町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第62号 木曾岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第63号 木曾岬町特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第64号 木曾岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第65号 財産の取得について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番	黒宮武史	2番	波多野光雄
3番	後藤紀子	5番	古村護
6番	鎌田鷹介	7番	加藤真人
8番	服部芙二夫	9番	伊藤好博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町長	三輪一雅	副町長	森清秀
教育長	伊藤芳彦	総務政策課長	小島裕紹
危機管理課長	坂倉丈夫	会計管理者	神野美紀恵
産業課長	中山重徳	建設課長	中里満博
住民課長	伊藤正典	税務課長	服部直子
教育課長	村上強	福祉課長	黒田和弘
子ども・健康課長	佐藤信恵	ふれあいの里所長	松本大

事務局出席職員

事務局長 伊藤雅人 議会事務局 鈴木琴音

=====

午前 9時 0分開会

○議長（服部芙二夫議員） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、令和7年第4回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、諸般何かとご多用のところ、ご出席を賜わり厚くお礼申し上げます。

また、三輪町長はじめ執行部の皆様も、ご出席をいただきありがとうございます。

今期定例会に提出されます議案につきましては、執行部提出議案13件でございます。いずれも重要な案件が提出されており、その詳細については、後ほど執行部から説明がなされますが、議員の皆様方におかれましては、住民の負託にこたえるべく、十分にご審議を尽くしていただきますよう、お願い申し上げます。

また、議会運営には、格段のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

よって、定足数に達しておりますので会議は成立します。

それでは、ただ今より、令和7年第4回木曾岬町議会定例会を開会します。

本定例会は、本会議場の工事に伴い、第1委員会室を議場として使用します。

なお議席につきましては、会議規則第4条第3項の規定により、ただいま着席のとおりとします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の資料のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（服部英二夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番議席、黒宮武史議員、2番議席、波多野光雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（服部英二夫議員） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今期定例会を開催するにあたり、去る11月27日に議会運営委員会が開かれましたので、その結果を議会運営委員長より報告をお願いします。

○7番（加藤真人議員） 議長、7番。

○議長（服部英二夫議員） 7番議席、加藤真人委員長。

○7番（加藤真人議員） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会のご報告をさせていただきます。

去る、11月27日午前9時から、議会運営委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくと共に、地方自治法並びに議会会議規則の規定に基づき、議長の出席を求め、執行部から町長、副町長及び担当課長の出席のもと、令和7年第4回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等について、協議を行いましたので、その審査経過と結果を報告します。

委員会では、まず、三輪町長から今期定例会に向けての挨拶と、提出される議案の大綱について説明を受け、担当課長からその議案の概要説明を受けて審査に入りました。

説明を受けました議案の内容は割愛しますが、本定例会開会日に提出される議案は、一般会計の補正予算案1件、特別会計の補正予算案1件、企業会計の補正予算案2件、条例の制定案1件、条例の改正案7件、財産取得に係る議案1件の13件です。

これらの議案について、十分に内容を審査した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識し、全てを今期定例会で審議する議案として承認しました。

次に、本定例会の会期日程および議場についての審査では、先ほど申しました審議議案の状況を考慮し、本会議で議案を審議するものとし、会期については、本日3日から11日までの9日間とし、十分な審議を尽くしていただくこととし、議場については、本会議場が音響設備の改修工事中であることから、第1委員会室を議場とすることで承認しました。

次に、本定例会の議事日程ですが、本日の日程は、この後、三輪町長から行政報告を行っていただくこととしております。

この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、議案第53号から議案第65号の13議案を一括上程させていただきます。

この上程しました13議案について、三輪町長に提案理由説明を求め、担当課長から詳

細な説明を行っていただきます。

以上をもって、令和7年第4回定例会の開会日は散会とさせていただきます。

なお、本定例会の議案等の審議につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議すべきとなりました。

次に、定例会は、12月9日午前9時から再開し、最初に一般質問を行っていただきます。

一般質問の通告は、2名の方が通告されており、この一般質問の取扱いを審査しましたところ、それぞれ受付順に質問し、答弁をいただくこととしましたので、よろしくお願ひします。

なお、発言は、町議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えたのち、議案第53号から議案第65号までの13議案を一括上程し、それぞれの議案に対する質疑を個別に行っていただきます。

以上をもって、9日の本会議は、散会とさせていただきます。

次に、定例会閉会日は、12月11日午前9時から再開し、議案第53号から議案第65号までの13議案を一括上程し、討論を行っていただきます。

なお、議案に対する討論は、一括討論とさせていただきます。議案採決については、それぞれ1議案ごとに行っていただきます。

以上の審議の終了をもって、閉会宣言をしていただき、令和7年第4回定例会は閉会とさせていただきます。

以上、議会運営委員会の審議結果報告とさせていただきます。

令和7年12月3日、議会運営委員会委員長、加藤真人

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日の審査ご苦勞様でした。

ここで、皆様にお諮りします。

ただ今、議会運営委員長より、今期定例会の会期は、本日、12月3日から12月11日までの9日間とする旨の報告がございました。

よって、今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月11日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月11日までの9日間と決定しました。

日程第3 行政報告について

○議長（服部英二夫議員） 次に、日程第3、行政報告についてを議題といたします。

三輪町長より、行政報告をお願いします。

○町長（三輪一雅町長） 議長。

○議長（服部英二夫員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） 皆様、おはようございます。

議員の皆様には公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和7年第4回木曾岬町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

総理が交代し新たに発足した内閣のもとで、予算編成や経済施策の見直しが本格化しております。物価高騰対策としてガソリン税の暫定税率分を廃止する法案は、すでに可決がなされたところでありますが、18兆円を超えるともいわれる補正予算案は、我々自治体にとってもどのような影響があるのか見定めていかなければなりません。また給食費の無償化問題では、自治体によっては賛否があるようですが、今後、実施内容など情報収集に努めてまいる所存であります。

それでは9月に開かれました第3回定例会以降における行政報告をさせていただきます。

まず、木曾三川期成同盟会において、10月2日に中部地方整備局へ、7日には国土交通省と国会議員への要望活動を、桑名市長、海津市長、愛西副市長、弥富市長同席のもと行って参りました。前回と同様に、堤防の強化、公園の整備などを、国の予算編成時期を見据えて改めて要望したものであります。

中部直轄河川治水期成同盟会連合会においては、10月21日、22日にかけて国土交通省と国会議員を交えた治水に関する研修や懇談会があり出席。28日に行われた中部地方治水大会は副町長が代理出席。11月10日には災害復旧促進全国大会、11日には治水事業促進全国大会へも出席をいたしました。

遡って10月3日には北勢未来会議の三重県知事要望に出席。これは北勢の5市5町の首長が集まって行われる会議で、三重県の北勢地域が一体的に連携をし、存在感を高めていくべく設立されたもので、協働しつつ県への要望なども行っていくものであります。今回、木曾岬町としては外国人問題について意見を申し上げたところであります。

10月10日には元三重県議会議員であった、三谷哲夫氏の県議会葬が執り行われ、町議会議員の皆さまとともに出席。大勢の方が会葬にいられており、改めて三谷氏の人柄と長年に渡るご尽力が、深い信頼を寄せられていた証であったのではないかと痛感いたしました。改めて、ご冥福をお祈りする次第でございます。

11月8日には西美濃・北伊勢観光サミットが岐阜県の海津市で行なわれ出席。岐阜県の西美濃地域と三重県の北勢地域の首長が集まり、各自治体の観光の取り組みについて意見交換を行う場であるとともに、観光物産展も行われ、木曾岬町もトマトを出店し、完売をしたとの報告を受けました。

三重県町村会関係では、11月3日、4日に理事会と併せて研修会が紀宝町で行われ、防災関係の研修や北越コーポレーションの製紙工場を見学致しました。南海トラフの影響を強く受けることが予想される紀宝町さんの防災への取り組みは、私共以上に鋭意取り組まれて

いることを実感致しました。紀宝町さんが先頭を切って導入を果たした、タイムライン防災に関しては木曾岬町も取り組みを始めたところであります。

11月18日、19日は自治研修会・国会議員との意見交換会・省庁職員との勉強会があり参加。三重県選出の国会議員との意見交換、また農林水産省三重県人会の職員の方から農林水産省に係る政策の取組みについて勉強会を行っていただき、様々な意見交換も行いました。

イベント関係では、10月5日に行われる予定であった町民運動会は雨天により残念ながら中止になりました。25日には第1回木曾ツザニアイベントが開催されました。これは子どもたちを対象にした職業体験やステージ発表、飲食も楽しめるイベントで、木曾岬キッズレクリエーションクラブさんと体育協会さんが主催されたものであります。

11月2日は文化祭を開催、15日には戦没者追悼式を行いました。議員の皆様方をはじめ、中学生生徒会さん、遺族の皆様方と、追悼の言葉を申し上げると共に、恒久平和をお誓い致しました。

11月16日には防災フェアを開催、消防車の展示や防災グッズの展示などと併せ、三重大学の水木准教授による「地域における防災力の重要性」をテーマに講演を行って頂きました。

11月9日には第44回全国豊かな海づくり大会が、三重県志摩市をメイン会場として開かれ、出席を致しました。

この大会には、天皇、皇后両陛下も出席なされ、前日には近鉄賢島駅にて両陛下の奉迎に行ってまいったところでございます。

式典は盛大に開催され、豊かな海に囲まれた三重県の魅力を伝えるものであったとともに、今抱えている様々な課題もテーマになっており、特に環境問題や漁業における後継者不足問題など、考えさせられることも多い大会でありました。

木曾岬町も木曾川と伊勢湾の豊かな恵みの恩恵を受けてきた地域でもあります。改めてその恵みに対し感謝の念を新たにす場となりました。

主な行政報告としましては以上となりますが、この度の定例会では執行部案として、議案13件のご協議を行って頂くこととなっております。いずれも重要な案件でございます。慎重なご審議のうえ、お認め頂きますようお願いを申し上げます。私の行政報告を終わらせて頂きます。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長の行政報告が終わりました。

日程第 4 議案第53号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）
について

日程第 5 議案第54号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 6 議案第55号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算

(第2号)について

- 日程第 7 議案第 56号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第 8 議案第 57号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 58号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 59号 木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 60号 木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 61号 木曾岬町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 13 議案第 62号 木曾岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 63号 木曾岬町特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 64号 木曾岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 65号 財産の取得について

○議長(服部英二夫議員) 次に、日程第4、議案第53号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第3号)についてから、日程第16、議案第65号、財産の取得についての13議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議、議件名を議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(伊藤雅人議会事務局長) 議長。

○議長(服部英二夫議員) 伊藤議会事務局長。

[職員朗読]

○議長(服部英二夫議員) 会議、議件名の朗読が終わりました。

ここで、三輪町長に、提案理由の説明を求めます。

○町長(三輪一雅町長) 議長。

○議長(服部英二夫議員) 三輪町長。

○町長(三輪一雅町長) ただ今、上程を賜りました、議案第53号から議案第65号までの13議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

始めに、議案第53号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、既決予算額の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、予算の総額を40億4,000万円とするものでございます。

補正の主な内容を申し上げます。

今回の補正予算では、人事院勧告に基づく人件費の精査を行っているほか、総務費では、自主運行バスの修繕費を追加計上する一方で、電算関連業務委託の請負差金により減額を行うものでございます。

民生費では、民生委員の活動の効率化や個人情報機密性の向上を図る事を目的としたタブレット端末の整備に要する経費や、介護保険の指定事業者を管理するためのシステム構築に要する経費、出生数の増加に伴う「すこやか赤ちゃん祝金」などを追加計上し、続く、衛生費では、保健センターの女子トイレの修繕に要する経費や、1か月児健康診査を県外の医療機関で受診された方に対する助成金を計上するものでございます。

消防費では、消防事務の委託先である桑名市で、事務経費の増額が行われたことに伴う委託料の追加計上を行うと共に、災害時における多様な通信手段を確保するためのスターリンクの購入経費や、三重県において実施される衛星系防災行政無線設備の更新に伴う負担金を計上している一方で、更新を予定していた消防ポンプ車の購入を見送る必要が生じたことに伴う減額を行い、教育費では、東部公民館、体育館、小・中学校における消防用設備の修繕に要する経費や、小学校音楽教室他2教室の空調設備の取り換え工事に要する経費などを追加計上するものでございます。

これらの歳出に対し、歳入予算では、小中学校の3月分給食費の無償化を実施することに伴う負担金の減額、および消防ポンプ車の購入見送りに伴う一般単独事業債の減額を行っている一方で、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金や、各種対象事業に対する国・県支出金、財政調整基金からの繰入金などを計上するものでございます。

次に、議案第54号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第55号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第2号）について、および、議案第56号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について、以上、3議案につきましては、人事院勧告に伴う人件費の精査により、それぞれ所要の措置を講ずるものでございます。

次に、議案第57号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、および、議案第59号、木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上、3議案につきましては、人事院勧告の趣旨を鑑み、情勢適応の観点から月例給、期末・勤勉手当の支給割合および、通勤手当等を変更するための条例改正を行うものでございます。

次に、議案第60号、木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、DXの視点に基づき、行政手続きのデジタル化の基盤となるマイナンバーカードの利活用の推進は、今後の町政運営にも必要不可欠であることから、証明書交付においても政策誘導的な視点をもって交付方法に応じた手数料を設定する必要があります。現在、マイナンバーカードの保有率は令和7年4月時点で約77パーセントであり、マイナンバーカードの普及が進んできたこの段階で、マイナンバーカードの利活用の推進として、コンビニ交付サービスのさらなる利用促進を図ることで、町民の利便性の向上やコンビニ交付への誘導による来庁者の削減、窓口混雑の緩和にも繋げるため、コンビニ交付による証明手数料を減額する条例改正を行うものでございます。

次に、議案第61号、木曾岬町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が令和7年4月1日に施行され、本町においても令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するに当たり、運営等の基準を定める必要があることから、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第62号、木曾岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号、木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、および、議案第64号、木曾岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上、3議案につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町条例との整合を図る必要があることから、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第65号、財産の取得についてでございますが、去る10月28日に一般競争入札に付した給食配送車を取得することについて、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、上程を賜りました13議案の提案理由説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明いたしますので、十分にご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、議案第53号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ500万円を追加いたしまして、予算の総額を40億4,000万円とし、第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表歳入歳出予算補正に定めることを規定しているものでございます。

なお、債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為補正で9つの事項について、それぞれの期間及び限度額を追加し、地方債につきましては、第3表地方債補正で1つの起債の目的について、補正後の限度額をお示ししておりますのでご確認をお願いいたします。

それでは次に、令和7年度12月補正予算、予算事業概要書にて説明させていただきます。

今回、補正をお願いしようとする会計は、一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業会計及び水道事業会計の4会計で、その補正額は、一般会計で500万円、国民健康保険特別会計で33万5,000円、下水道事業会計で50万円、水道事業会計で28万5,000円をそれぞれ増額し、全8会計での補正後の予算額を65億5,725万5,000円とするものでございます。本資料ではそれぞれの会計の補正予算の内容につきまして要点を記載させていただいております。

まず、初めに一般会計補正予算の歳入の要点についてでございます。このたびの補正では8つの間において、それぞれ所要の補正を行っております。地方特例交付金では、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付見込みが示されたことにより増額をし、分担金及び負担金では小中学校の3月分の給食費無償化を実施することに伴う減額を行うものでございます。

続く、国庫支出金及び県支出金では、民生委員の業務効率化を目的にタブレットを整備するための事業を対象といたしました生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、そして妊婦のための支援給付交付金、及び委譲事務交付金などを増額し、財産収入では基金利子の見込みに伴う増額を行うものでございます。

続く、繰入金では、一般財源の増額に伴いまして、財政調整基金繰入金を増額し、諸収入では予算調整に伴って雑入を増額。

最後、町債では、一般単独事業債において、小学校空調機器取替工事の実施に伴う増額を行う一方で、消防ポンプ車の購入を見送ることに伴う減額を行っているものでございます。

以上が歳入の主な内容となります。

次に、歳出の要点についてでございますが、この度の補正予算では9つの款において、人事院勧告に伴う人件費の精査や基金利子の見込みに伴う基金積立金の計上、その他所要

の補正を行っており、本資料では、その概要について記載させていただいております。

詳細につきましてはこの後、担当課ごとに説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、資料中段からは、国民健康保険特別会計、下水道事業会計、水道事業会計、それぞれの補正予算の内容についても記載をさせていただいております。こちらにつきましても後程説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算につきまして、歳出予算書（事業説明）を用いまして、総務政策課より順に説明させていただきます。

事業名、一般管理経費、補正予算額は0円、事務処理の特例に関する条例に基づく交付金、いわゆる委譲事務交付金の交付額の決定に伴いまして、財源振り替えを行うものでございます。

続きまして、事業名、ふるさとときそさき応援事業費、補正予算額は98万6,000円でございます。基金利子の見込みに伴いまして、積立金を増額するものでございます。

続きまして、事業名、基金積立金、補正予算額は589万4,000円でございます。基金利子の見込みにより、基本財産基金、減債基金、財政調整基金、公共施設等建設基金、水道水源基金、以上5つの基金における積立金を増額するものでございます。

続きまして、事業名、予備費、補正予算額は4万8,000円でございます。地方自治法の定める予備費で、本補正予算の歳入歳出の均衡を図るものでございます。

総務政策課所管分は、以上でございます。

○福祉課長（黒田和弘課長） 続きまして、福祉課所管部分でございます。

事業名、社会福祉総務費では、予算額に変更はございませんが、この度、夢ささえあいのまち福祉基金の利子の見込みにより、財源の振り替えを行うものでございます。

次に、事業名、生活困窮者就労準備支援等事業では、補正予算額191万5,000円でございます。民生委員・児童委員の活動におきまして、現在、紙媒体で管理している資料などについて、国・県からの補助金を活用して、タブレット端末等を整備し、デジタル化することで、民生委員活動の効率化や個人情報の機密性の向上をはかるものでございます。

事業名、社会福祉施設費では、この度58万3,000円を減額するものでございます。地域包括支援センターの事務机など、福祉・教育センターで今年度新たに購入する予定であった備品につきまして、購入が完了いたしましたので、不用額を減額するものでございます。

次に、事業名、老人福祉費では、補正予算額33万4,000円でございます。介護保険における指定事業者等の管理システムの導入に係る費用でございます。

事業名、敬老会事業では、予算額に変更はございませんが、この度「いきいき老人福祉基金」の利子の見込みにより、財源の振り替えを行うものでございます。

福祉課所管部分につきましては、以上でございます。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長） 続きまして、子ども・健康課所管部分について説明させていただきます。

事業名、すこやか赤ちゃん事業では、補正予算額44万円でございます。令和7年度末までの出生数の増加が見込まれることから、扶助費を追加させていただくものでございます。

事業名、母子保健衛生総務費では、補正予算額8万7,000円でございます。令和6年度桑名市応急診療所分担金が確定したことから、今年度の分担金の不足額について追加させていただくものでございます。

事業名、保健施設費では、補正予算額9万9,000円でございます。保健センターの女子トイレ内のウォシュレットが故障したことから、修繕にかかる費用を追加させていただくものでございます。

事業名、母子保健医療対策総合支援事業では、補正予算額7万8,000円でございます。今年度より開始いたしました1ヶ月児健康診査にかかる費用について、里帰りにより県外の医療機関を受診した場合の助成費用を追加させていただくものでございます。

事業名、出産子育て応援事業では、予算額に変更はございませんが、妊婦のための支援給付金事業費補助金が増額したことにより、財源振り替えを行うものでございます。

事業名、がん検診事業費では、予算額に変更はございませんが、この度、子宮頸がん検診における健康管理システム改修委託料について、感染症予防事業費国庫補助金の対象となったことから財源振り替えを行うものでございます。

以上が、子ども・健康課所管部分の説明でございます。

○産業課長（中山重徳課長） 続きまして、産業課所管部分について説明させていただきます。

事業名、基金積立金、補正予算額3,000円でございます。この予算は、国から譲与を受けた森林環境譲与税と、積立基金から発生する利子を計上しているものでございます。基金の運用利率変更に伴い、発生利子が増加する見込みであることから、増額補正をするものでございます。

次に、事業名、農地中間管理事業費、補正予算額1,000円でございます。この予算は、担い手への農地集積と集約化を推進し農地の有効活用と効率化を進めるための事業でございますが、平成28年度に個人が受けた「農地利用集積特別対策事業費補助金」において対象となったほ場の一部が農地以外の利用を行うことに伴い、補助金の返還が生じることとなったことから、当該地権者から返還金を受け入れるとともに、町が国に対して同額を返金するための予算を計上するものでございます。

次に、事業名、地域用水機能増進事業費でございます。この予算は、幹線排水路沿いに整備されたポケットパークなどの維持管理にかかる事業費でございますが、財源の一部に

充当しております保全対策基金利子が預金利率の変更に伴い増加する見込みであることから、一部財源の振り替えを行うものでございます。

産業課所管部分の説明は、以上でございます。

○会計管理者（神野美紀恵会計管理者） 続きます、会計課所管分についてご説明いたします。

事業名、会計管理費、補正予算額 22 万円の増額でございます。公金振込みにおいて、指定金融機関である、みえきた農協から他行宛の振込件数の増加に伴い、振込手数料の増額を行うものです。

会計課所管分の説明については、以上でございます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 続きます、危機管理課所管分についてご説明させていただきます。

事業名、高度情報処理対策費、補正予算額 1,803 万 1,000 円の減額でございます。電算関係業務委託の執行に伴う決算見込みに基づく、委託料の減額を行うものでございます。

事業名、交通安全対策経費、補正予算額 5,000 円の増額でございます。交通安全対策事業基金配当利息の金利上昇を踏まえた確定見込みに伴う基金積立金の増額を行うものでございます。また、基金積立金の増額に伴い、歳入の基金利子についても増額を行うものでございます。

事業名、自主運行バス運行事業費、補正予算額 120 万円の増額でございます。バス車両の故障対応により、10 月時点で当初予算計上額を概ね執行していることから、今後見込まれるバス車両の修繕対応のため、修繕料と修繕に伴うバスレンタカー代の増額を行うものでございます。

事業名、防犯事業経費、補正予算額 63 万円の増額でございます。防犯灯等の故障対応により、10 月時点で当初予算計上額を概ね執行していることから、今後見込まれる防犯施設の修繕対応のため修繕料の増額を行うものでございます。

事業名、消防事務委託事業、補正予算額 425 万円の増額でございます。消防事務委託料について、消防事務の委託先である桑名市において、長島木曾岬分署の空調設備修繕や人事院勧告による給与等の増額などに伴う消防事務委託経費の増額が行われたため、負担割合に基づく委託料の増額を行うものでございます。

事業名、消防施設経費、1,681 万 8,000 円の減額でございます。第 4 分団の小型動力ポンプ付普通積載車について、メーカーにおけるベース車の受注停止により、今年度の更新を見送ったことに伴う備品購入費等の減額と、消火栓ボックス用の消防用ホース購入に伴う需用費の増額を行うものでございます。また、小型動力ポンプ付普通積載車購入経費の減額に伴い、歳入の地方債についても減額を行うものでございます。

事業名、災害対策経費、補正予算額 369 万 2,000 円の増額でございます。災害時に

おける多様な通信手段を確保するため、衛星を使用したインターネットサービスであるスターリンク1台の購入に伴う備品購入費と使用料の増額を行うとともに、県における衛生系防災行政無線設備の第3世代システムへの更新に伴い、負担割合に基づく負担金の増額を行うものでございます。また、衛星系防災行政無線整備負担金の計上に伴い、歳入の地方債についても350万円を計上するものでございます。

危機管理課所管分の説明につきましては、以上でございます。

○教育課長（村上強課長） 続きまして、教育課所管部分でございます。

事業名、森林環境教育事業です。中学1年生の長野県木祖村との交流事業ですが、事業完了による精査により11万7,000円の減額でございます。内訳は、役務費の傷害保険料で1,000円の減、使用料及び賃借料の通行料で2万3,000円の減、また施設利用料で9万3,000円の減となります。また、歳入内訳でございますが、団体支出金、木曾三川水源地域対策基金助成金を受け入れております。事業完了により59万3,000円を見込むことから財源振り替えを行っております。

続きまして、事業名、公民館経費です。東部公民館の消防用設備の修繕に係る経費として119万4,000円を計上するものです。非常放送設備本体が電圧計不良となっていることが点検においてわかりましたので、取替修繕を行うものでございます。

事業名、町体育館経費です。町体育館の消防用設備の修繕に係る経費として29万7,000円を計上するものです。自家発電設備の負荷試験が必要であること、表示灯が機器不良であることが点検においてわかりましたので、交換等修繕を行うものでございます。

事業名、学校給食運営費です。現在、給食費の保護者負担ですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、9月から2月までの6ヶ月分を減免する給食無償化事業を実施しておりますが、この度、3月分の無償化を町独自事業として実施する経費として、一般財源による財源振替99万円を計上するものでございます。

続きまして、小学校費、事業名、学校維持管理経費です。小学校の音楽室、そして普通教室2Bクラス、IEL教室Aの空調機が故障しており、取替工事に係る経費として、65万4,000円を計上するものでございます。工事期間が約2ヶ月必要であることから、補正予算により対応することで、3月中の工事完了としております。

事業名、学校管理経費です。予算額に変更はございませんが、財源充当しております、夢とふれあい教育基金利子を、補正により3万1,000円増額し、財源振り替えを計上するものです。

続きまして、中学校費、事業名、学校維持管理経費です。中学校の消防用設備の修繕に係る経費として78万円。ブラインド取替修繕料として11万9,000円、体育館部室出入口建具交換修繕として10万5,000円を計上するものでございます。屋内消火栓設備の消火水槽フロートスイッチの故障、自動火災報知設備の発信機器誘導灯本体機器の交換

が必要であることが点検においてわかりましたので、交換等修繕を行うものでございます。

事業名、学校管理経費です。財源充当しております夢とふれあい教育基金利子において、補正により3万円を増額し、財源振り替えを計上するものでございます。

教育課所管部分につきましては、以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 続きます。議案第54号から議案第56号までの3議案につきましては、特別会計、事業会計の補正予算となりますが、どの会計も人件費に関する補正のみとなっておりますので総務政策課の方から一括してご説明をさせていただきます。

初めに、各議案の議案書についてでございます。

議案第54号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に、歳入歳出それぞれ33万5,000円を追加いたしまして、予算の総額を7億3,245万4,000円とし、第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表歳入歳出予算補正に定めることを規定しているものでございます。

次に、議案第55号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるというもので、収益的収入及び支出におきまして、50万円を追加いたしまして、事業収益、事業費用それぞれを4億4,181万円とするものでございます。

次に、議案第56号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるというものでございます。水道事業費用におきまして、28万5,000円を追加いたしまして、補正後の額を2億586万7,000円とするものでございます。

以上が3議案の議案書のご説明となります。

今回、この3議案の補正につきましては、冒頭にも申し上げましたとおり、国民健康保険特別会計では、会計年度任用職員の人件費、下水道事業会計及び水道事業会計では、それぞれ正規職員の人件費に関連する補正のみとなっていることから、詳細説明は省略させていただきます。なお、タブレットの中には、各会計の歳出予算書（事業説明）の資料も保存させていただいておりますので、後刻ご確認をお願いいたします。

それでは次に、議案第57号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。

令和7年の人事院勧告により一般職の職員の給与に関する法律における期末勤勉手当の

支給割合等の変更及び給料表の改正がされたためこれに基づく木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であるというものでございます。

それでは新旧対照表で説明をさせていただきます。

初めに、第1条関係でございます。第10条では職員の通勤手当について、民間の支給状況を踏まえた見直しがなされたことから、片道10キロメートル以上の使用距離がある者につきまして、200円から7,100円までの幅で引上げを行うものでございます。

続く、第16条では、宿日直手当につきまして、人事院勧告により給与の状況を踏まえた単価の引上げが行われたことから、人事院勧告と同様の引上げを行うものでございます。

第17条第2項、期末手当でございますが、人事院勧告により0.05月引上げられたことから、12月支給分において100分の125を100分の127.5に、特定管理職にあつては100分の105を、100分の107.5にそれぞれ改正するものでございます。

続く、第3項では、定年前再任用短時間勤務職員への適用条文について、第2項での改正を反映させるための改正を行っているものでございます。

続く、第18条第2項、勤勉手当でございますが、第1号では人事院勧告により0.05月引上げられたことから、12月支給分において100分の105を100分の107.5に、特定管理職にあつては100分の125を、100分の127.5にそれぞれ改正するものでございます。

続く、第2号では定年前再任用短時間勤務職員への適用条文について、第1号での改正を反映させるための改正を行っているものでございます。

次に、最下段でございます。

別表第1（第3条関係）の行政職給料表の（一）、（二）それぞれにつきましては、人事院勧告に従った改正を行ったもので、若年層に重点を置きつつ、すべての職員を対象に全俸給表の引上げ改定を行っているものでございます。

次に、第2条関係でございます。第10条は、通勤手当でございますが、これまで60キロメートル以上を上限としていた距離区分を、100キロメートル以上を上限とする新たな距離区分を5キロメートル刻みで新設するものでございます。なお、この場合の上限金額は6万6,400円となります。

続く、第17条は、期末手当の額を定めるものでございますが、第2項では人事院勧告により期末手当が、6月期、12月期それぞれ均等になるような改正がされたことから、100分の126.25に、特定管理職にあつては100分の106.25に改め、続く第3項では、定年前再任用短時間勤務職員への適用条文について、第2項での改正を反映さ

せるための改正を行っているものでございます。

続く、第18条第2項は勤勉手当の額を定めるものでございますが、第1号では人事院勧告により、勤勉手当が、6月期、12月期それぞれ均等になるよう改正されたことから、100分の106.25に、特定管理職にあつては100分の126.25に改め、続く第2号では、定年前再任用短時間勤務職員への適用条文について、第1号での改正を反映させるための改正を行っているものでございます。

ページを条例本文にまで戻りまして、附則でございます。

施行期日等の第1条では、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定については、令和8年4月1日から施行することを定め、続く第2項では、第1条関係の規定中、第10条の通勤手当、第16条の宿日直手当及び別表第1の給料表については、令和7年4月1日からの適用とし、第17条第2項及び第3項期末手当、第18条第2項の勤勉手当については、令和7年12月1日から適用することを定めるものでございます。

以上、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございませう。

続きまして、議案第58号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。

令和7年人事院勧告に準じ、町長等の期末手当の支給割合を変更するものである町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するについては地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であるというものでございます。

こちらも説明は新旧対照表を使用して説明させていただきます。

初めに、第1条関係でございます。

第3条の給与以外の給与でございますが、職員の人事院勧告に合わせまして、町長等の期末手当について、12月支給分で0.05月引上げられ、12月期を100分の230から100分の235に改めるものでございます。

次に、第2条関係でございます。

第3条の給与以外の給与の支給額について職員同様に、6月期、12月期の期末手当が均衡になるように改めるもので、期末手当の6月期を100分の230から100分の232.5に、12月期を100分の235から100分の232.5に改めるものでございます。

本文に戻りまして附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定につきましては、令和8年4月1日から施行するというものでございませう。

ざいます。

次に、議案第59号、木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。

令和7年の人事院勧告に準じ、会計年度任用職員の給料表の改正をするものである。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由でございます。

説明は新旧対照表にてご説明させていただきます。

初めに第1条関係でございます。

別表第1及び別表第2の行政職給料表（一）、（二）について、一般職同様に人事院勧告に従った改正を行うものでございます。

附則でございます。

この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するというものでございます。

以上、木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

よろしく申し上げます。

○住民課長（伊藤正典課長） 続きまして、議案第60号、木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由でございます。

町民の利便性のさらなる向上及び行政事務の効率化を図るため、本条例の一部を改正する必要がある。木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由でございます。

説明につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

第2条は、手数料の種類及び金額に関する条文でございます。

改正するものにつきましては、第17号の租税公課、第22号の住民票の写し、第27号の印鑑登録でございます。これらの手数料について、多機能端末機による場合につきましては、150円とするものでございます。

条例本文に戻りまして、末尾の附則でございます。

この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上が、木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

よろしく願いいたします。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長） 続きまして、議案第61号、木曾岬町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。木曾岬町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定するものでございます。

下段の提案理由といたしまして、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が令和7年4月1日に施行され、本町においても令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するにあたり、運営等の基準を定める必要があるため、本条例を制定するもの。本条例の制定については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由でございます。

条例制定の説明でございますが、項目等が多いことから、これ以降については、別添の参考資料にてご説明させていただきますのでご了承ください。

それでは説明させていただきます。

2の制定経緯についてでございますが、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施にあたり、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準をもとに、市町村が条例を定める必要があることから、木曾岬町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

3の制度の概要についてでございますが、先の全員協議会でもご説明させていただいておりますが、主な点について再度ご説明させていただきます。

まず、事業の目的でございますが、この制度は、すべての子どもの育ちを応援するため、月一定時間までの利用枠内の中で就労要件を問わず柔軟に保育施設を利用できる制度でございます。対象児童としましては、認定こども園等に通っていない6ヶ月から満3歳未満の未就園児としております。実施施設としましては、木曾岬こども園で実施予定でございます。実施方法といたしましては、余裕活用型としております。利用方法、利用料金等につきましては、現在、国で整備中でございます。

4の条例の概要についてでございますが、第1章から第3章までの3つの章で構成されており、第1章の総則では、条例の趣旨や定義についてを、第2章の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準では、乳児等通園支援事業の区分や設備や職員の基準等についてを、また、第3章の雑則では、電磁的記録等についてを規定するものでございます。

また、主なものとしましては、（1）第5条において、乳児等通園支援事業者の一般原則では「乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。」としており、また（2）第21

条においては「乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。」など設備の基準について規定するものでございます。

また、(3)第22条においては「乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。」など職員の基準について規定するものでございます。

(4)の第25条では、余裕活用型設備及び職員の基準について規定しており、余裕活用型については、現在定めている基準内での対応になります。

詳細については本文をお目通しいただければと存じます。

ページを1つ戻りまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第61号の説明について終わらせていただきます。

続きまして、議案第62号から議案第64号についての説明をさせていただきます。

こちらの3つの議案につきましては、いずれも児童福祉法等の一部改正に関連する条例改正となりますので、一括してご説明させていただきます。

まず、議案第62号、木曾岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしまして、児童福祉法等の一部を改正する法律の制定に伴い、本条例の一部を改正するものである。本条例の一部を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に、議案第63号、木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由につきましては、先ほどと同様、上位法令の改正に伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第64号、木曾岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。木曾岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由につきましては、先ほどと同様、上位法令の改正に伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

それでは、これ以降については、別添の参考資料にて説明させていただきますのでご了承ください。

まず1、趣旨についてでございますが、次の表に掲げる3議案については、児童福祉法の一部を改正する法律の制定に伴い、関連する条例の一部を改正するものでございます。

2の児童福祉法の主な改正点といたしましては、1、地域限定保育士制度の一般制度化と、2、虐待対応の強化の2点になります。地域限定保育士制度につきましては、国家戦略特別区域に限り認められている保育士制度でございます。虐待対応の強化の内容につきましては、保育所等において虐待の疑いがある場合に、職員等による虐待に関する通報が義務化されたことでございます。

3、条例の主な改正点といたしましては、1つ目は、現行の保育士の次に当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下地域限定保育士という）を追加するもので、条例により若干表記が異なります。

2つ目は、現行の法第33条の10各号に第1項を追加するものでございます。

こちらについても関係条例が変更されているものでございます。詳細につきましては、各条例の本文並びに新旧対照表をお目通しいただきますようお願いいたします。

これらの施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上、議案第62号から議案第64号までの条例の一部を改正する条例に関する説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育課長（村上強課長） 議案第65号、財産の取得についてのご説明をさせていただきます。

令和7年10月28日に木曾岬町契約事務規則第5条の規定に基づき、一般競争入札に付しました木曾岬町給食配送車を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この度、取得する財産及び数量でございますが、木曾岬町給食配送車1台でございます。契約の方法は一般競争入札、契約金額は899万9,400円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額81万2,000円。契約の相手方は、三重県四日市市新正5丁目1番2号、三菱ふそうトラック・バス株式会社、東海ふそう四日市支店、支店長、光永七三彦でございます。

次に、提案理由としまして、木曾岬町給食配送車については、平成12年に購入し、25年以上が経過していることから更新を行うものであり、木曾岬町給食配送車の取得にあたっては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要があり、これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、参考としまして、仮契約書を添付させていただきました。

4番、履行の期限でございますが、着手は町議会議決の日、完成は令和8年11月30日でございます。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（服部英二夫議員）事務当局の各議案の詳細説明が終わりました。

ただいま上程しましたそれぞれの議案の質疑は、12月9日に行います。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

議員の皆様方には、慎重なご審議ありがとうございました。

また、三輪町長をはじめ執行部の方々には、詳細な説明をいただきありがとうございました。

なお、一般質問日は12月9日午前9時から再開されますので、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

皆様、大変ご苦勞様でした。

午前10時12分閉会